

【令和7年3月21日変更】

いの町森林整備計画

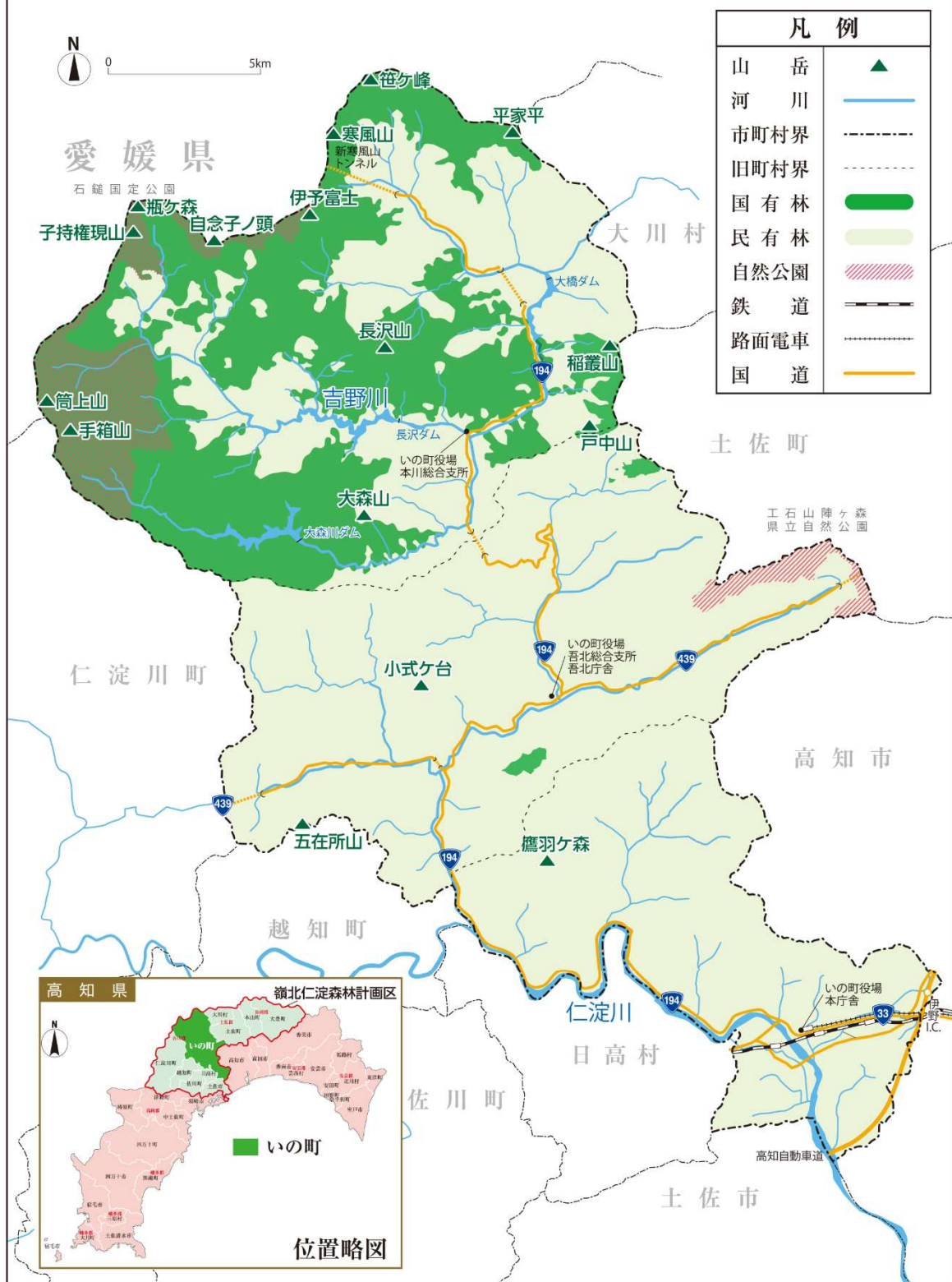


計画期間

自 令和 6年 4月 1日
至 令和16年 3月31日

高 知 県
い の 町

いの町位置図



目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	4

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	4
2 天然更新に関する事項	4
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	4
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	4
5 その他必要な事項	4

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	4
2 保育の種類別の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	5

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	5
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	5
3 その他必要な事項	7

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	8
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	8
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	8
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	8
5 その他必要な事項	8

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針	8
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	8
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	8
4 その他必要な事項	8

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	8
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	8
3	作業路網の整備に関する事項	9
4	その他必要な事項	15
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	15
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	15
Ⅲ 森林の保護に関する事項		
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	15
2	その他必要な事項	16
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	16
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	16
3	林野火災の予防の方法	16
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	16
5	その他必要な事項	17
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	17
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	17
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	17
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	17
2	生活環境の整備に関する事項	17
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	17
4	森林の総合利用の推進に関する事項	17
5	住民参加による森林の整備に関する事項	17
6	経営管理制度に基づく事業に関する事項	17
7	その他必要な事項	17

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための基本的な考え方及び森林施業の推進方策を下表のとおり定める。

森林整備に限らず土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあってもその目的に応じ必要最小限の規模にとどめ、森林の持つ災害防止等の機能を維持するために土砂の流出、崩壊防止等の措置を講じるなど土地の保全に十分留意することとする。また、土地の形質の変更は景観に及ぼす影響も大きいことから地域住民の理解を得る取組にも配慮することとする。加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、高知県知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守することとする。

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
ア 水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い地域を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
ウ 快適環境形成機能	町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
エ 保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
オ 文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

	具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
カ 生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
キ 木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注１： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注２： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

令和６年３月２９日公表の森林整備計画のとおり。

Ⅱ 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

3 その他必要な事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

2 天然更新に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

5 その他必要な事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、時期、回数、作業方法その他必要な事項について下表のとおりとする。

保育の作業種別の標準的な方法

保育 の 種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1 年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
下刈	ス ギ	1 回	1	1	1	1	1	1					植栽した苗木の成長の 阻害となる雑草の刈り払いを行う。なお、実施時期は、6月頃から9月頃を目安とする。	
	ヒノキ	1 回	1	1	1	1	1	1						
つる切り	ス ギ									1 回			下刈り終了後、2～3 年経過したときに、ワヅ・ クサ等のつる類の繁殖が 著しい箇所において、つ る類を除去する。その後 は、除伐時に造林木に絡 まっているつる類を除去 する。なお、実施時期は 7月頃から12月頃を目安 とする。	
	ヒノキ									1 回				
除伐	ス ギ											1 回	造林木の林冠が閉鎖し 、林木相互間に競争が生 じた時期に実施する。被 圧木、病中木、曲木等樹 幹の形質や樹勢に欠点の ある林木を中心として本 数率で10%前後の除伐を 行う。なお、実施時期は 8～10月頃を目安とする 。	
	ヒノキ											1 回		

3 その他必要な事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 施業の方法

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

【別表1】

伊野地区

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		森林整備計画概要図のとおり	7,502
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		森林整備計画概要図のとおり	3,272
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		森林整備計画概要図のとおり	136
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		森林整備計画概要図のとおり	3,446
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	森林整備計画概要図のとおり	46

吾北地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,470
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	1,027
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	96
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,159
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	森林整備計画概要図のとおり	505

本川地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	6,705
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	354
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	8,051
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	森林整備計画概要図のとおり	2,808

【別表 2】

令和 6 年 3 月 2 9 日公表の森林整備計画のとおり。

3 その他必要な事項

令和 6 年 3 月 2 9 日公表の森林整備計画のとおり。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。
- 5 その他必要な事項
令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。
- 4 その他必要な事項
令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
路網整備等推進区域（計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域）については下表のとおりとする。

路網整備等 推進区域	面 積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備 考
伊野地区	160	北谷支線	950	①	43～44林班
吾北地区	13,030	土居柳野線外	30,950	②	1～37, 43～95, 100～157, 161, 165～197林班
本川地区	6,103	越裏門大森線外	46,781	③	11～47, 68～115林班

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、かつ、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体とした森林施業の加速化等といった森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の整備計画については、下表のとおりとする。

基 幹 路 網 の 整 備 計 画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用 区域 面積 (ha)	うち 前半 5年 分	対図 番号	備考
開設	自動車道		下八川 大野内	土居柳野	6,000	1,429	○	①	吾北 地区
開設	自動車道		清水上分 ナロ	鈴山	240	82	○	②	吾北 地区
開設	自動車道		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	350	115	○	③	吾北 地区
開設	自動車道		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	590	62	○	④	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 フヂガノ	長山	350	55	○	⑤	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 ハネ	小申田程野	280	85	○	⑥	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	小川東津賀才 宮野瀬	約束田	4,000	214	○	⑦	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 イノサコ	内野	300	63	○	⑧	吾北 地区
開設	自動車道		小川東津賀才 横荒	岩川内花ノ木	1,000	263	○	⑨	吾北 地区

開設	自動車道		上八川上分 橋ノ本	上八川南第 1	140	350	—	⑩	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 カゲ野	カゲ野	600	206	○	⑪	吾北 地区
開設	自動車道		小川東津賀才 休場	穴瀬	1,100	144	○	⑫	吾北 地区
開設	自動車道		上八川下分 山口	山口	1,500	163	○	⑬	吾北 地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山 丸石	柳野高樽	500	254	○	⑭	吾北 地区
開設	自動車道		下八川 東屋敷	横野	500	105	○	⑮	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	500	155	○	⑯	吾北 地区
開設	自動車道		小川新別 東野獄	松ノ木仲井谷	500	122	○	⑰	吾北 地区
開設	自動車道		小川新別 小倉川向	新別丸大野	1,500	109	○	⑱	吾北 地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	2,000	1,897	○	⑲	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	小川東津賀才 東谷	南越須別当	4,000	200	○	⑳	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	上八川下分 葛川	枝川島ヶ峰	5,000	250	○	㉑	吾北 地区
開設	自動車道		越裏門 イル谷	越裏門大森	27,121	1,159	○	㉒	本川 地区
開設	自動車道		大森 東ノ薮	大森藤木谷	1,000	57	—	㉓	本川 地区
開設	自動車道	林業 専用道	葛原 葛原山	葛原山	3,020	104	○	㉔	本川 地区
開設	自動車道		大森 東ノ薮	大森戸中	7,000	296	○	㉕	本川 地区
開設	自動車道		葛原 宮谷	名の谷中野川	8,640	595	○	㉖	本川 地区
開設	自動車道		中追 スケガサコ	北谷支	950	93	○	㉗	伊野 地区
開設 計					27 路線 78,681 m				

拡張	自動車道 (舗装)		中追 平川	中追西	1 箇所 1,500	85	○	㊸	伊野 地区
拡張	自動車道 (局部改良)		中追 スケガサコ	北谷	1 箇所	190	○	㊹	伊野 地区
拡張	自動車道 (舗装)		中追 スケガサコ	北谷支	1 箇所 550	90	—	㊺	伊野 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁改良)		小川縦ノ木山 堂ノ向	東谷大森	1 箇所 2,200 2 箇所 1 箇所	592	○	㊻	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁改良)		上八川上分 奥瀬戸	川窪芥川	1 箇所 1 箇所	334	—	㊼	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		小川縦ノ木山 妙見	谷屋敷	8 箇所	262	○	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁改良)		上八川下分 石船	大久保	2 箇所 1 箇所	162	○	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		清水上分 岸ノ下	程野支	1 箇所 1,300 4 箇所 1 箇所 1 箇所	254	—	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁改良)		小川新別 小倉	新別仲井谷	1 箇所 1 箇所	100	—	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁改良)		小川縦ノ木山 大本	中峯	1 箇所 1,100 7 箇所 1 箇所	74	—	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁改良)		上八川上分 南川	南川	1 箇所 300 1 箇所	83	—	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	1 箇所 2,064	115	○	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良)		小川東津賀才 宮野瀬	約束田	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所	337	○	㊽	吾北 地区

拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁改良)		清水上分 ナロ	鈴山	1 箇所 1 箇所	82	—	④①	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		上八川下分 須別当	須別当	1 箇所 220	160	○	④②	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	1 箇所 1,900	155	○	④③	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁改良)		小川柳野 イデノオク	柳野カゲ	1 箇所 1,494 1 箇所	50	○	④④	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		小川縦ノ木山 境谷	境谷	1 箇所	61	—	④⑤	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁改良)		小川縦ノ木山 堂ノ向	堂ヶ内	1 箇所 3,600 1 箇所 1 箇所	158	—	④⑥	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		清水下分 フジノトウゲ	松ノ木川窪	1 箇所 1,418	40	○	④⑦	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	1 箇所 1,214	62	○	④⑧	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		下八川 大野内	土居柳野	1 箇所 3,000	1,429	○	④⑨	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		上八川上分 カゲ野	カゲ野	1 箇所 1,700 2 箇所 2 箇所	206	○	⑤⑩	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		小川東津賀才 休場	穴瀬	1 箇所 1,782 5 箇所 1 箇所 1 箇所	36	○	⑤①	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川東津賀才 上石ガミ	成川北	1 箇所 3,000	162	—	⑤②	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		清水上分 上トンボ	程野黒丸	1 箇所 1 箇所 4 箇所	1,272	○	⑤③	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	1 箇所 2,000	1,897	○	⑤④	吾北 地区

	(局部改良) (幅員改良)				3 箇所 1 箇所				
拡張	自動車道 (橋梁改良)		上八川上分 川井	木折山	2 箇所	195	○	⑤⑤	吾北 地区
拡張	自動車道 (橋梁改良)		清水下分 ホコ石	馬路	1 箇所	136	○	⑤⑥	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		清水上分 カシウ	程野 1 号	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所 1 箇所	81	—	⑤⑦	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		上八川下分 本荒	成川	1 箇所 1 箇所 3 箇所	712	—	⑤⑧	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		清水上分 瀧ノ上エ	程野敷榎	1 箇所 3,965 1 箇所	173	—	⑤⑨	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良)		寺川 秋切	寺川秋切	1 箇所 2,400 1 箇所 1 箇所	377	—	⑥⑩	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		足谷 中川	足谷	2 箇所 2 箇所 2 箇所	283	○	⑥⑪	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		越裏門 イル谷	越裏門大森	1 箇所 2,000 3 箇所 2 箇所 2 箇所	1,159	○	⑥⑫	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		中野川 エトコ	中野川長又	3 箇所	288	○	⑥⑬	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		桑瀬 長又	寒風大座礼西	1 箇所 4,500 5 箇所 2 箇所 4 箇所	1,829	○	⑥⑭	本川 地区

拡張	自動車道 (舗装)		寺川 土居	寺川	1 箇所 1,683	592	—	⑥5	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		中野川 大畝	中野川	1 箇所 703	75	—	⑥6	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		高薮 土居	高薮	1 箇所 946 1 箇所	60	—	⑥7	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		戸中 ツヅラクロタ キ	長沢川口	3 10 箇所	1,816	○	⑥8	本川 地区
拡張	自動車道 (橋梁改良)		越裏門 宮ノ内	越裏門白猪谷	1 箇所	32	—	⑥9	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		足谷 土居	足谷土居	1 箇所 1,592	64	—	⑦0	本川 地区
拡張	自動車道 (局部改良)		戸中 ナラノキ畝	戸中	1 箇所	3	—	⑦1	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		高薮 土居	笠成	1 箇所	67	—	⑦2	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		葛原 本モ家	郷じ薮	1 箇所	61	—	⑦3	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		長沢 立橋	長沢立橋	1 箇所 2 箇所	102	—	⑦4	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良) (トンネル)		脇の山 根藤	一の谷脇の山	1 箇所 1 箇所 3 箇所	355	○	⑦5	本川 地区
拡張 計					48 路線				
				舗装	28 箇所 52,131 m				
				局部改良	36 箇所				
				橋梁改良	44 箇所				
				法面保全	46 箇所				
				幅員改良	1 箇所				
				トンネル	3 箇所				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 細部路網に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化及び施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入については、下表のとおりとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐倒	町内一円	チェーンソー ハーベスタ	チェーンソー ハーベスタ
造材		プロセッサ ハーベスタ	プロセッサ ハーベスタ
集材		ウインチ付きグラップル スイングヤード 架線集材 フォワーダ	ウインチ付きグラップル スイングヤード 架線集材 フォワーダ タワーヤード
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 鳥獣害対策の方法

鳥獣害対策の方法について、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、人工植栽が予定されている森林を中心に次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進する。鳥獣害防止対策の実施に当たっては、アに掲げる防護柵の改良等を行いながら被害防止効果の発揮に努めるとともに、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携・調整に努める。報償金及び補助金額及び交付対象時期は以下のとおりである。

(参考) 有害鳥獣（シカ）報償金早見表

月 鳥獣名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
シカ	町単独報償金 20,000 円											
	緊急捕獲事業（国） 成獣 7,000 円 幼獣 1,000 円											
									シカ個体数調整事業（県+町） 16,000 円			

※令和6年4月1日版

ア 植栽木の保護措置

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

イ 捕獲

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

2 その他必要な事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

3 林野火災の予防の方法

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

5 その他必要な事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

2 生活環境の整備に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

6 経営管理制度に基づく事業に関する事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。

7 その他必要な事項

令和6年3月29日公表の森林整備計画のとおり。